

聖籠町児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月17日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第28号

聖籠町児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

聖籠町児童手当事務取扱規則（平成24年聖籠町規則第22号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「法第22条の2」を「法第20条」に改め、同条第2項第1号中「法第22条の3」を「法第21条」に、「第22条の4」を「法第22条」に改める。

第29条第1項中「法第22条の3」を「法第21条」に改め、同条第2項第2号中「法第22条の2」を「法第20条」に、「法第22条の4」を「法第22条」に改める。

第30条中「法第22条の4」を「法第22条」に改め、同条第3号中「法第22条の2」を「法第20条」に、「前条第2項第2号」を「法第21条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。